

予備試験

---

令和3年予備試験 論文式試験分析会  
憲法 講師レジュメ  
【武山 茂樹 LEC専任講師】

---

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



## R3 予備試験憲法 講師作成答案

## 第1 広告物掲示を原則禁止している点について

本件条例は、特別規制区域内においては、市長の許可を得ない場合は広告物の掲示を禁止し、罰金刑を科すものである。

まず、本件条例は、広告物を掲示する自由を侵害する。広告物の掲示は、営利的言論ではあるが、掲示によって自らの人格を発展させるという自己実現の価値を有し、また、国民の知る権利に資するため、表現の自由（21条1項）の保護を受ける。しかし、政治的表現が有する民主政に資するという自己統治の価値は欠けるため、違憲審査基準はやや緩やかになると解する。

そして、表現の自由といえども無制約ではなく、公共の福祉による制限を受ける。そこで、許される制約と許されない制約を切り分ける審査基準が問題となるが、それは権利の性質と制約態様で決するべきである。

ここで、権利の性質は前述した。表現の自由は、民主政そのものにかかわる権利であり毀損されると民主政による救済は望めないので通常は厳しい基準を用いるが、自己統治の価値が欠けるためややゆるやかな基準を用いる。そして、制約態様であるが、本件条例の目的は、歴史的な環境を維持向上させるためであり、そのために広告物掲示が禁止され、例外的に市長が歴史的な環境を向上させると考えた広告物の掲示を許可するものであり、市長の内容審査が介入するという点において、まさに表現内容に着目した規制と言える。広告物は、その地域で掲示することが重要である点に鑑みると、単に地域の規制という点をもって内容中立規制だと見ることはできない。従って、選ぶより制限的な手段がない場合に限り合憲とすべき（LRAの基準）である。

ここで、立法目的達成には、歴史的な環境を向上させる広告のみならず、環境を維持する広告を許可しても十分である。とすれば手段は厳しすぎるので違憲である。

## 第2 印刷物配布の制限について

本件条例は、特別規制区域内の印刷物配布を禁止し、違反には罰金刑を科す点において、印刷物配布の自由を制限するものである。そして、印刷物配布の自由は、自らの思想を印刷物配布の形で行う自由を侵害するので、表現の自由（21条1項）の侵害となる。本件印刷物は、政治的表現の場合も営利的表現の場合もあるが、まずは政治的表現だとして論じる。

政治的表現は、第1で述べた自己実現の価値と自己統治の価値を有する極めて価値の高い人権である。そして、民主政そのものにかかわる権利であるので、経済的自由の規制立法より厳しい審査基準を用いるべきである。本件の制約態様は、表現内容に着目したものではなく、あくまで特別規制区域内の配布を禁じた方法の規制と言えるので、内容中立規制と言える。制約態様は比較的緩やかである。なお、特別規制区域内の店舗関係者は一律に印刷物を配布できるが、これは内容審査をしているわけではないので、上記結論を左右しない。従って、権利の性質と制約態様を考慮し、LRAの基準を用いるべきである。

ここで、通常政治的表現の印刷物は、地域の歴史的な環境を害さない場合もある。とすれば、歴史的な環境を害さない印刷物配布は、許可制や届出制で認めるといった立法態度もあるので、より制限的でない手段が存在する。従って、本件条例のうち、政治的思想が記載された印刷物配布を禁じた点は違憲である。そして、政治的表現の印刷物配布規制部分と、営利的表現の印刷物配布規制部分を分けることは困難であるので、本件条例の印刷物配布を禁止した点は一体として違憲となる。

以上

**れっく LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2021 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LU21644